

## 「尾道市人権啓発推進プラン」を改定しました

すべての人の人権が尊重され、ウェルビーイングを実感できる地域社会づくりを目指して、「尾道市人権啓発推進プラン～人と結びつなげるウェルビーイングのまち おのみち～」としました。詳細は市HPをご覧ください。



▲人権啓発推進プラン

●人権男女共同参画課 (☎0848-37-2631)

## 令和6年度小学生人権標語コンテスト

尾道市優秀賞  
 ■その言葉 相手の心は大丈夫？自分は良くて相手はいやかも(高見小学校)  
 ■作ろうよ みんながかがやく友達の輪(土堂小学校)  
 ■その行動 後の後悔 どれほどか(栗原北小学校)  
 ●人権男女共同参画課 (☎0848-37-2631)

## 6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、日常のさまざまな人権問題に対応するため、法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。人権相談のほか、市や法務局と協力して人権の考えを広める活動を行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。詳しくはお問い合わせください。  
 ●人権男女共同参画課 (☎0848-37-2631)

## 「尾道市犯罪被害者等支援条例」を制定しました

犯罪被害者などの心に寄り添い、犯罪被害からの早期回復を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「尾道市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。詳細は市HPをご覧ください。

主な支援内容  
見舞金の支給(※親族間の犯罪などには支給制限があります。)  
相談・情報の提供 居住の安定 啓発活動の実施  
 犯罪被害に苦しんでいる人たちのために市民の皆さんや事業者の皆さんができること(例)  
あいさつなど普段どおりに接する  
求められたときに話し相手になる  
無責任なうわさをしない  
従業員の休暇取得や業務量の調整などの配慮  
従業員対象の啓発や研修  
 ●人権男女共同参画課 (☎0848-37-2631)



▲犯罪被害者等支援条例

## 被害者支援啓発パネル展「～安全に暮らすために～『いやだな』『どうしよう?』と思ったら…」

自分やまわりの人の身体と心、命を尊重する気持ちを持つ大切さを学べる子ども向けのパネル展です。いろいろな「困った」を相談できる専門機関も紹介しています。(提供:(公社)全国被害者支援ネットワーク)  
 ●5月20日(火)～7月2日(水) 8:30～17:15(日曜休所)※土曜の時間はお問い合わせください。  
 ●人権文化センター  
 ●人権男女共同参画課 (☎0848-37-2631)

## 市内にお住まい、お勤めの人へ低利融資で暮らしを応援

市と中国労働金庫では、共同で低利の「自治体提携ローン」を設けています。  
 ●市内在住勤労者か通勤する人  
 融資限度額 ①教育費、住宅費、空き家解体費、下水道整備費、介護器具購入費、福祉車両購入費、医療費とこれらの用途の借換は500万円まで ②生活支援資金は200万円まで  
 返済期間 最長10年(毎月返済か毎月一時金併用返済)  
 ※教育費でご利用の場合、据置融資制度もあります。詳細はお問い合わせください。  
 融資利率 ①年1.94%(固定金利・保証料込) ②年1.78%(固定金利・保証料込)  
 ●中国労働金庫尾道支店 (☎0848-46-8110) 因島出張所 (☎0845-22-2517)

## 農家の強い味方「農業者年金」制度

農業者を対象とした「農業者年金」は、積み立てた保険料とその運用益を原資とした終身年金です。税制面の優遇措置も大きいので、ぜひご加入ください。  
 ●国民年金の第1号被保険者(付加年金への加入が必須)で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の農業者(国民年金の任意加入者であれば65歳まで加入可)  
 保険料 月額20,000～67,000円で希望する額(1,000円単位)  
 ※35歳未満は、月額10,000円から加入可。  
 ○途中脱退しても65歳から年金として生涯支給  
 ○支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象  
 ○年金資産の運用益も非課税  
 ○受け取る年金は、公的年金等控除の対象  
 ○80歳までに亡くなった場合、死亡一時金(非課税)が遺族に支給  
 ●農業委員会事務局 (☎0848-38-9491)

## 第67回水道週間「透き通る 誇れる水に感謝する」

水道の歴史、現状や取り組みについてパネル展示を行います。  
 ●6月1日(日)～7日(土)  
 ●上下水道局、みつぎ子ども図書館、向島支所、芸予文化情報センター、瀬戸田市民会館、フジグラン尾道店3階  
 ●上下水道局経営総務課 (☎0848-37-8700) 上下水道局因島瀬戸田営業所 (☎0845-22-0499)

## 緑の募金 カープコラボピンバッジ

緑化推進委員会では、森林整備や緑化推進のため、毎年緑の募金活動を行っており、集まった募金は、市内の教育機関への花苗の提供や、町内会等への苗木の提供に活用しています。今年も500円以上の募金に対し、コラボピンバッジを返礼します。この機会にぜひ、緑の募金にご協力ください。  
 ●5月20日(火)～ ●農林水産課  
 ●カープピンバッジ50個限定  
 ●農林水産課(☎0848-38-9212)



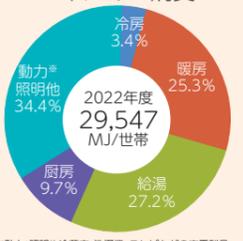
## 農地の貸し借りの制度が変わりました(利用権制度が終了しました)

法改正により、利用権設定は農地中間管理機構(※1)を介した貸借に一本化されました。農地の貸し借りについては、「農地中間管理事業による貸借(利用権設定)」か「農地法第3条による貸借」になります。※現在の利用権設定による農地の貸し借りは、貸借終期まで有効です。※市街化区域の農地の貸借については、従来どおり農地法第3条による手続きのみです。(※1)農地中間管理機構は、農用地の利用の効率化と高度化の促進を図るため、担い手に農用地を集積・集約する事業を行う、県から指定を受けた組織です。(例)自家消費用の農作物の耕作⇒農地法第3条による貸借 農作物の出荷、農地の規模拡大⇒農地中間管理事業による貸借  
 ●【農地中間管理事業による貸借】農林水産課(☎0848-38-9473) 【農地法第3条による貸借】農業委員会事務局(☎0848-38-9491)

## 身近なところから「ゼロカーボン」series 15 環境政策課(☎0848-38-9434)「節水・節湯」で環境と家計にやさしく

私たちは1人1日平均286リットルの水を使用しています。なかでも入浴時は、大量の水を使用するだけでなく、お湯を沸かすために、より大きなエネルギーを消費しています。こまめにシャワーを止めるだけでも節水につながりますが、節水型シャワーヘッドに交換すると、普段通り使うだけでも、より効果的です。また、6月1日～7日は「水道週間」です。上下水道においても、浄水や供給、下水処理などでエネルギーを消費しており、CO<sub>2</sub>排出につながっています。こまめに水を止めるなど、無駄な水を少しでも減らすとともに、水の大切さについて考えてみましょう。

世帯当たりの用途別エネルギー消費



※動力:照明や冷蔵庫・洗濯機・テレビなどの家電製品  
 出展:資源エネルギー庁「令和5年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書2024)」